

鳥取市議会の議員の長期欠席等に係る議員報酬等の 特例に関する条例の整備に関する意見の募集

鳥取市議会事務局

このたび本市議会では、議会としての透明性を図るため、療養等による長期欠席により議員としての職責を果たせない場合又は市民の信頼に反し責任を果たせない場合に議員報酬及び期末手当の減額、支給停止又は不支給を定めた条例の制定に向けて準備を進めているところですが、このたび、その内容をまとめましたので、皆様のご意見を募集します。

記

1. 募集期間 令和6年11月1日(金)～令和6年11月20日(水) 17:15必着
2. 提出方法 ご意見につきましては、必ず住所・氏名及び連絡先(電話番号又はFAX番号など)を明記のうえ、書面により下記に掲げるいずれかの方法により提出してください。(※様式は問いませんが、別添の「市民政策コメント意見提出用紙」の様式をご利用いただくと便利です。
 - ① 郵送する場合
〒680-8571 鳥取市幸町71 鳥取市議会事務局庶務係 宛
 - ② FAXの場合
FAX: 0857-20-3959
 - ③ 電子メールの場合
gikai@city.tottori.lg.jp
 - ④ 直接ご持参される場合
鳥取市幸町71 鳥取市役所本庁舎 7階 71番窓口まで
 - ⑤ 鳥取市公式ウェブサイト(電子申請)の場合
電子申請サービスより投稿

鳥取市議会の議員の長期欠席等に係る議員報酬等の 特例に関する条例の整備（条例案）の概要

1 条例の名称

鳥取市議会の議員の長期欠席等に係る議員報酬等の特例に関する条例

2 制定の目的

議員報酬は、議会の議員が行う一定の役務の対価として与えられる反対給付であるとされており、特別職の職員の給与に関する条例により、議員報酬及び期末手当の額が定められ、その支給方法は一般職の職員の例によるとされています。

しかし、療養等による長期欠席により議員としての職責を果たせない場合や市民の信頼に反し責任を果たせない場合の議員報酬及び期末手当の支給に関する定めはこれまでありませんでした。

そこで、鳥取市議会では、議会としての透明性を図るため、市議会の会議等を欠席した場合と刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕、勾留その他の身体を拘束される処分を受けた場合に、議員報酬及び期末手当を減額、支給停止又は不支給とする「鳥取市議会の議員の長期欠席等に係る議員報酬等の特例に関する条例」を新たに制定するものです。

3 条例案の概要

第1条

この条例の目的を定めます。

第2条

この条例で用いる用語（市議会の会議等及び長期欠席）について定義しています。「市議会の会議等」と「長期欠席」の定義を定めることにより、欠席とみなす会議等の範囲と、長期欠席が90日を超える期間にわたり市議会の会議等を全て欠席した場合に議員報酬等が減額になります。

第3条

長期欠席をする場合及び長期欠席から復帰する場合の手續等について定めます。

(1) 長期欠席をする場合

遅滞なく、その旨を議長に届け出ます(親族や委任を受けた者が届け出ること
も可とします。)

(2) 長期欠席から復帰する場合

議長に届け出ます。

そのほか、議長は、届出があつた場合において、必要と認めるときに、医師が
記載した証明書等の提出を求めることができる規定を定めます。

第4条

長期欠席の議員の議員報酬の減額割合について定めます。割合は次の通りです。

期間	減額割合
90日を超え180日以下の期間	100分の20
180日を超え365日以下の期間	100分の30
365日を超える期間	100分の50

減額される報酬は月額単位とし、長期欠席の状態に該当するに至った日の属す
る月の翌月分を減額するものとします。減額の終了についても、開始時期と同様に
議会の会議等に出席するに至った日の属する月の翌月分の報酬まで減額することと
します。

なお、長期欠席の状態に該当するに至った日が月の初日の場合は、その月から減
額できるものとし、同様に議会の会議等に出席するに至った日が、初日の場合は、
出席するに至った月までとしています。

第5条

長期欠席の議員の期末手当の減額について定めます。基準日の前6月以内の間に
長期欠席により議員報酬を減額支給された月がある場合は、期末手当は、第4条に
規定する減額割合を乗じて得た額を支給することとします。

なお、減額割合の異なる月がある場合は、減額割合の高い区分を適用することと
します。

第6条

長期欠席になった場合であっても、議員報酬及び期末手当が減額されない条件を定めます。具体的な条件は次の通りです。

- (1) 公務上の災害
- (2) 出産（産前6週間（多胎妊娠の場合は14週間）及び産後8週間）
- (3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第18条第1項に規定する患者又は無症状病原体保有者となった場合
- (4) 災害、事故その他議員の責めによらない場合で、議長がやむを得ないと認める事由

第7条

議員が刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕、勾留その他の身体を拘束される処分を受けたときは、日割りで議員報酬を停止します。

また、議員の辞職その他の理由により翌月の議員報酬の額から支給停止額を差し引いて支給することができないときは、当該支給停止額に相当する額の議員報酬を返納させることとします。

第8条

基準日（6月1日及び12月1日）以前6カ月以内に議員報酬の支給を停止された場合で、基準日においてなお、停止が継続している場合は、期末手当の支給を日割りにより停止します。

また、保釈により議員報酬の支給が一時解除されているが、判決が確定していないときも同様の扱いとします。

第9条

停止していた議員報酬及び期末手当は、公訴を提起しない処分があったとき又は、無罪の判決が確定したときは、支給することとします。なお、議員の職を離れている者についても、同様とします。

第10条

刑事事件について、有罪の判決（略式命令を含む。）が確定したときは、議員報酬及び期末手当を支給しないこととします。

第11条

この条例の適用に関し、長期欠席をすることとなった理由の正当性その他疑義が生じたときは、議長が決定することとします。なお、議長は、決定に当たっては、議会運営委員会に諮問し、答申を得るものとします。

第12条

この条例の施行に関し、必要な事項を、議長が別に定めることができる委任事項を定めます。

附則

施行期日 この条例の公布日について定めます。

5 今後のスケジュール（予定）

令和6年11月1日～11月20日 市民政策コメントの実施

令和6年12月 議会への条例案の提出・審議

令和6年12月 条例施行